平成29·30年度 建設工事競争入札参加資格審查

く主な改正内容について>

平成28年8月 福井県土木部土木管理課

- 1. 「平成29・30年度 競争入札参加資格審査」における「解体工事」の資格区分の新設について
- 〇「工作物の解体を行う工事」の資格区分

【現行】

とび・土エ・コンクリート工事



【平成29年5月以降】(資格申請: H28.11.1~H28.12.31)

解体工事

※<u>建設業許可</u>:建設業法改正の経過措置により、平成28年6月1日時点で「とび・土工・コンクリート工事業」許可を受けて解体工事を営んでいる場合、その後3年間(平成31年5月まで)は、解体工事業許可を受けずに解体工事を施工することができる。

※県発注工事:「解体工事」の入札参加資格がない場合、入札に参加することができません。

2.「平成29・30年度 競争入札参加資格審査」における特別項目点数の見直しについて(1)

〔分野:「技術力」〕

①女性技術職員数に関する加点評価〔新設〕

(対象)④(ア)の加点対象となった方が女性技術職員である場合

(評点)1人~3人:0.5/100加点

4人以上:1/100加点

② 若手技術職員数に関する加点評価〔拡大〕

【現行】

(対象)④(ア)の加点対象となった方が資格審査の審査基準日 時点で30歳未満である場合

(評点)1人につき、0.5/100加点(上限3/100)

【改正後】

(対象)資格審査の審査基準日時点で<u>35歳未満</u>である場合

2. 「平成29・30年度 競争入札参加資格審査」における特別項目点数の見直しについて(2)

〔分野:「社会性」〕

- ③ <u>県の「ふくい女性活躍推進企業プラス+」への登録</u>〔新設〕 (対象)<u>資格審査申請期間の末日時点で登録</u>されている者 (評点)1/100加点
- ④「保護観察対象者等」の雇用〔新設〕

(対象)審査基準日の直前2年間において、<u>保護観察対象者または</u> <u>更生緊急保護対象者を3か月以上雇用</u>している者

(評点)1/100加点

※雇用の確認は福井保護観察所の証明で行う